

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

## 令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス

日 時：令和7年7月2日（水）14時05分～14時55分

場 所：こども家庭庁 庁議室

出席者：安藤有識者、伊藤有識者、亀井有識者、永井有識者、中空有識者、西尾有識者

(50音順)

### 議題2 児童虐待防止対策等総合支援事業のうち アクティビティ①②

○湯山参事官 それでは、本日2件目の議題に入らせていただきます。

児童虐待防止対策等総合支援事業のうち、アクティビティ①、②につきまして、担当部局から簡潔に御説明をお願いいたします。

○野中虐待防止対策課長 おはようございます。虐待防止対策課長の野中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、児童虐待防止対策に関する現状と課題について御説明をさせていただきます。

1 ページ目を御覧ください。児童相談所が年間で児童虐待相談として受け付けました件数、直近の令和5年度のデータで、約22万5000件でございます。内容といたしましては、心理的虐待、また警察からの通告が増加をしているというところでございます。この相談対応件数は増加し続けており、児童虐待相談に対応するための体制の強化は急務であると考えております。従来、児童虐待は都道府県や政令指定都市が設置をしております児童相談所において対応してきており、この児童相談所のさらなる人員増も必要ですし、また、より予防的に、そして早期に対応を行うためには、基礎自治体たる市町村においても虐待に対応するための体制整備が必要になってきていると考えております。

また、虐待が起きる背景でございますが、予期しない妊娠、親自身の被虐待経験、経済的事情、疾病などの様々な困難があることが分かっております。養育者である親や家庭が直面する困難に対する支援を早期に入れていく、提供していくことによって、どのような困難を抱えていても、それをこどもへの虐待にはつながらないようにしていくことが重要であると考えております。

こうした問題意識の下、現在進めております主な対策としましては、大きく分けて2つあると考えております。

1つ目でございますが、基礎自治体たる市町村における虐待予防・虐待の対応能力の強化でございます。令和4年の児童福祉法改正により、市町村に「こども家庭センター」を設置することとし、妊産期から出産を経て子育て期にかけて切れ目なく相談支援を行う体制を整え、御家庭の悩みに早期から寄り添い、早期に支援を提供することで、虐待を予防していくことができると考えております。こども家庭センターでは、支援を要する家庭に対しては「サポートプラン」を本人とともに作成をして、センターが事務局機能を有しま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

す要保護児童対策協議会などを活用し、様々な関係機関との連携により、計画的かつ継続的な支援を行うこととしています。こども家庭センターは、令和6年に制度が施行されたところで、現在約53%の市町村で設置をされております。令和8年度中に全市町村で設置されるよう進めていただいているところでございます。

2つ目としましては、重症化した事案に対する児童相談所の体制強化でございます。市町村において虐待予防及び重症化予防の取組を進めつつ、重症化した事案につきましては、児童相談所において対応していくということになります。増えている相談に対応し、こどもや親により質の高い支援を行っていくためには、児童相談所の専門職である児童福祉司及び児童心理司の増員が必要だと考えております。人員につきましては、国としての目標を定めているところでございまして、令和8年度までに児童福祉司を1,610人程度、児童心理司を950人程度増員することを目指しておるところでございます。また、職員を採用しましても、業務負担や心理的負担感を理由に辞職してしまうこともあることから、職員の採用、人材育成、定着支援にしっかりと取り組むとともに、しっかりと知識やスキルを身につけた専門人材の活用や、業務負担軽減に向けたデジタル化も進めてまいりたいと考えております。

今回、行政事業レビューで御議論をお願いしたいと思っておりますのは、今、お話をさせていただきました対策を進めるに当たって、自治体の取組を支援するための事業でございます。

次に、8ページ目を御覧ください。本日御議論をいただきたいポイントでございます。1つ目、本事業のアウトカム指標についてでございます。現時点の効果発現経路につきまして簡単に御説明いたしますと、アクティビティ1に関しましては、多くの児童相談所設置自治体に本事業を御活用いただき、児童相談所における効果的な研修や採用活動の実施などを促すことで、短期的には人的体制及び業務基盤の質・量の強化につながり、またその人的体制及び業務基盤を強化させることで、相談対応への迅速な対応のみならず、児童虐待対応に係る質の向上に向けた取組を促進することが可能となり、中期的には専門人材の増加につながると。こうして児童虐待対応に係る専門人材が増加することで、児童虐待における対応の質の向上が期待でき、長期的には児童虐待の早期発見・早期対応による重篤化の防止につながると考えております。

こうしたアウトカムに対応する活動指標として、短期アウトカム指標としましては、児童福祉司の人数の増加、中期アウトカム指標としましては、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得者の増加を現在の指標としているところでございます。

また、アクティビティ2でございますが、多くの市町村に本事業を御活用いただくことで、まず短期的にはこども家庭センターの支援人材たる統括支援員等の専門性の向上が図られ、支援人材の専門性向上が図られることにより、中期的には個々のこども・若者やその家族の課題やニーズを適切に把握した上で、それに対応するような効果的な支援が実施でき、またニーズに沿った支援の実施がなされることで、長期的には児童虐待の未然防止

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

につながり、こどもの福祉が守られることにつながると考えておるところでございます。

こうしたアウトカムに対応する活動指標としまして、短期アウトカム指標としましては、統括支援員の研修受講者数、中期アウトカム指標としましては、サポートプランの作成数を現在定めているところでございます。

これらにつきまして、皆様方からの御意見を踏まえ、適切なアウトカム指標となるよう検討してまいりたいと考えております。

2つ目の論点でございますが、本事業の効果、成果を高めるため、さらにどのような取組が必要かについてでございます。特に、アクティビティ1でございますが、児童相談所の人員体制につきましては、募集をしましても都市部を中心に人材が確保できないということがあったり、また定年退職以外の理由で退職する者も多くて、なかなか人員増が思うとおりに進んでいないという状況でございます。

本事業において、児童相談所の職員の採用、人材育成、定着支援、業務負担軽減に資する取組を進めているところでございますが、ほかにより効果的な取組としてどのようなことが考えられるのか、皆様方から御意見をいただいて検討してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○湯山参事官 ありがとうございました。

続きまして、私から論点の御紹介になるのですが、論点としては、先ほど担当の課長から御説明があったように、アウトカム指標の設定と、それから効果的な取組として何が必要かということになってくると事務局としても考えております。

それでは、質疑応答に入りたいと思いますので、質疑等のある方は挙手をいただければと思っております。お願いします。

亀井先生、お願いします。

○亀井有識者 御説明ありがとうございました。

大変大切なお仕事ですし、現場で日々御苦労されていらっしゃる方々のお仕事の大変さもよく承知しておりますので、それを支える制度は大変大切なことだと思っています。

これまで御説明いただいたこと、御検討いただいたことは、私はおおむねいいのだらうと思うのですが、これは皆さんの担当部局の問題というよりは、先ほどの議題1でも申し上げたのですが、このEBPMシートなるものがやや定量的なところの把握ばかりに重きが置かれる。その中ではよく書けていると思うのですが、ですから、ここら辺は庁全体で見直されたいと思いました。

短期アウトカム、中期アウトカムについてなのですが、ややロジックが飛んでしまうんですね。本来、各地域いろいろと見相だ、いろいろな担当部局がある中で、業務の質の改善というか質をどう担保していくのか。そこには当然人も手当てされなくてははいけないし、資格を持った人が入ることで質の改善が果たされていると今はみなしているのだけれども、それはもう少し多角的にいろいろと見えるといいのではないかと率直に思いま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

す。

1つは、例えばこの前も事前に申し上げましたが、グリーフケアみたいな話。どうして途中でこの仕事を辞めてしまうか。こどもたちへの思いはとても深い人たちがやっていらっしゃるのによく承知しているのですけれども、こどもを亡くしてしまったり、どんなに努力をしても非常にうまくいかないことがあったりですとか、無力感であるとか、そういったことによって、ある種バーンアウトみたいなことが起きるとは承知しておりますので、そういったバーンアウトに向けてどのような対策ができているかとか、それをみんなで話し合って、ある種の悲しみであるとか、痛みみたいなものを分け合うような組織ができていくかとか、そういったことも前向きに考えてみてはどうなのかと思っております。これは1つの指標というよりは見ていくものなのだと思うのですけれども、そういう形で現場の質がどう改善されているのかといったところをぜひ御覧になってはいかがなのかなと思うのですが、そこら辺はどのようにお考えですか。

○湯山参事官　お願いします。

○野中虐待防止対策課長　ありがとうございます。

特に先生が事前におっしゃっていたグリーフケア、職員がなぜバーンアウトして辞めてしまうのかというところは、ヒアリングなどをさせていただきますと、もちろん保護者やこどもとの対応で頑張り過ぎて疲弊をしてしまったり、場面によっては厳しい言葉を言われたり、一生懸命頑張ってもいい方向に行ったのか行かなかったのか、なかなか難しい場面も多かったというところで、バーンアウトしてしまっている。

そのときに、どういう支援があったらよかったですかというお話をお伺いすると、相談をしたかったと。ただ、上司だったりとか、先輩だったりというのは、それぞれがケースを持っていて、忙し過ぎて、これでいいのかと迷ったときにすぐに相談ができないとか、案件の相談というよりは少し気持ちを聞いてほしかったのに、なかなか話ができなかったというお声もいただいたので、今回のこの事業の内容にもありますが、児童相談所に定着支援アドバイザーという専門の心理職を置いてはどうかと。通常、児相の心理職はこどもの心のケアなのですけれども、その専門の心理職は職員の精神的ケアを行うための心理職で、それを置いていただいて、その方が職員の話聞きながらアドバイスができるような事業も昨年度から用意をしたところがございます。それが好評をいただいているようですので、先生からの御指摘にもマッチする事業かと思っております。これをもう少し広めていって、その効果なども少し検証しながら、さらにプラス的に何ができるかというところをしっかりとやっていきたいと思っております。

○亀井有識者　ありがとうございます。

まさにそこなのだろうと思うのですけれども、もちろん当該の家庭あるいは親、こどもを孤立化させないことは大事なのですが、実は相談を受けている人が孤立化しないことは非常に重要で、チームで行えるようにしていく。もちろんそれぞれがそれぞれの事案を持って忙しいのはよく分かるのだけれども、忙しいからこそお互いに話し合う時間を持つ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

みたいな話で、もちろん今の事業で心理師が活躍される、これはとても大事だと思いますし、もう一方で、私は実は高齢者支援だとか、あるいはいわゆる重層支援とかのところの現場とよくお話をさせていただくのですが、忙しいと思っているからこそみんなで話し合う時間をつくったほうがいいよという話はずっとしていて、そういうことも伴走させていただくことがあるのですけれども、そこはすごく大事なところで、ぜひそういうものが取れているかどうかみたいなところとか、そこで自分は話し合えているみたいなところの満足度もぜひ見ていただけたらいいのかと思いました。これが1点。

もう一点は、論点2に関わる話なのですが、行政のデジタル化が進む中で、実はこれはデジタル化の活用が可能な部分だと思っています。例えば当然これはある御家庭についていろいろな記録を取っていきますと。今はこれは紙ベースで行っていたりだとか、それをエクセルに転記して何をしてみたいな形があるのですが、恐らく最初にしたものがそのまま記録化されるカルテみたいなものになっていって、それがデータベースに入って、1か月たったけれども、あのおうちは大丈夫みたいなことをウオーニングをかけてくれるとか、そういったものをこども家庭庁が共通でつくって、これを地域にそれこそ給付することによって、ある種一定程度の人材育成というか、今どきアプリなどは大体みんな簡単にできますし、そのアプリがガイドしてくれる。ここはチェックしていますか、大丈夫ですかみたいな形も含めて、これをどんどんバージョンアップしていけばいいと思うのです。

窓口対応共有アプリみたいなものをつくって、そうすれば件数もリアルタイムで把握できますし、どういう情報を吸い上げるのか吸い上げないのかみたいなところは、これはまた御判断があると思うのですが、こどもの命の危険も含めて非常に重要な情報ですから、そこは情報の取扱いには十分留意した上で、ただ、それを共有することで、ここはもっと積極的に介入したほうがいいであるとか、そういったことが見えるように、あるいは業務の質を高めていくようにという形で、共有アプリみたいなものを開発していくのが結構効くのではないかと。孤立化も防げますので、そこは考えていかれたら、事務手続も軽減化できますので、いいことしかないと思うので、ぜひ考えられたらいいかと思うのですが、この辺はいかがですか。

○野中虐待防止対策課長　ありがとうございます。

先生のおっしゃるとおり、デジタル化の活用をしっかりと進めていきたいと思っています。今、国で開発をしておりますのは、面談をした際の記録の概要をまとめる。どうしても面談は字面だけで全部何ページにもわたるものになりますが、それをそのまま持ってもなかなか難しいので、それをしっかり要約したものを保存できることが大事だと思います。今はAIを使って要約を進めていく機能について、国で開発を進めています。それについては兎相のほうに国からお配りをして使っていただくようなものを想定しているところでございます。

先生におっしゃっていただいたように、少し時間がたったらアラートを鳴らすとか、そういったところ、今後児童相談所業務においてデジタル化を進めていく場面、どういう場



この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

面でデジタル化を進めていくとより効果的な支援ができるのかについては、今は検討会を行おうと思っておりまして、その検討会で様々な専門家の方からも御意見をいただいて、しっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

○亀井有識者 ありがとうございます。ぜひそこは前向きに検討いただければと思います。

以上です。

○湯山参事官 ありがとうございます。

中空先生、お願いします。

○中空有識者 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。

1つ目は質問です。先ほど御説明の中で重症化したケースがあったと思うのですけれども、今回のこうした事例は重症化も相当ばらつきがあって、どの段階を重症化というかは結構違うのではないかと勝手に推測します。そういう重症化の判断はどのような形でどのように行うか。それが1つ目です

それから、重症化したという中から救出した割合、こういう話は亡くなった悲しいケースはよく報道に出るのですけれども、重症化から皆さんの力をもって救済できましたという事例は何ケースぐらいあるのかはどうでしょうか。トラックレコードがあるのでしょうか。これが2つ目の質問です。

3つ目は意見で、先ほどの亀井先生の話とかぶるのですが、私は児童福祉司の質というのは一体何が必要なのだろうとずっと考えています。例えば事案としてこどもが死んでしまったかもしれないけれども、物すごく誠意を尽くして、そのこどものもしかしたら生きている間の生きるよすがになっていたかもしれないなくて、ものすごくそれはいい仕事をしたはずなのですね。だけれども、例えばトラックレコードで、さっき私は救出した割合はどれぐらいですかとお聞きしましたが、救出していなかったら失敗となってしまうのか、質が悪かったのか、ということ、そうではないとも思うのです。ですから、児童福祉司の質をどう担保するかについては、本当にすごく議論を尽くさなくてはいけないと思います。

今のところは資格があるとかにするしかないのかもしれませんが、より精緻なもの、何が精緻かはこれも本当に分からないのですが、質の高さについてはもっときちんと考えていかなければいけないと思うし、それこそ処遇をよくするという話もあったと思うのですけれども、その処遇はそれに基づいてちゃんと行われていかななくてはいけないと思います。亀井先生がおっしゃったようにチームでやりましょうというのもそのとおりだと思うし、話し合いましょうもそうなのかもしれませんけれども、きっと現場の人から見れば、時間もないのに話し合えというのはどういうことだという話もあり得るのではないかと、とも思うのです。アラートが出ることもとてもよいことだと思うのですけれども、アラートが出て、訪ねていったら怒られる、みたいなことがまた積み重なると、またバーンアウトという話にもなりかねないと思います。ケース・バイ・ケースというのが顕著な中で、児童福祉司の質はどうあるべきでしょうか。私も答えなしでお聞きしているのですが、ここは課長はど

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

うお考えですか。これを通してどういう方向に持っていくとよいと思われますか、お考えがあればお教えいただければと思います。

以上です。

○湯山参事官 御質問とコメントのところをお願いします。

○野中虐待防止対策課長 ありがとうございます。

先生から御質問、御指摘いただいた点、非常に難しい点ではあるのですが、まず重症化というところなのですが、私は今回御説明しようと思ったときに、この重症化という言葉自体を使うのがいいのかどうか、正直、しゃべっていて何を重症化というのかというところは、本当にすごく難しいと思いながらお話をしたところではございます。

重症化という言葉自体、本当にケースにもよりますし、客観的な指標がなかなか設けられないのですが、今、ここで我々が使わせていただいたのは、市町村と児童相談所の役割分担的なものとして少しお話をさせていただいたところではございまして、市町村では、まず予防的なところと、初期というか、まだ虐待があるかないか、そして放置してしまうと虐待してしまう、このままつらい状況が続くという手を上げてしまう可能性がありますという段階について早期にケアをしていただいて、そこに早めに支援を入れていくことで、こどもに対する気持ちも落ち着いてきましたという状態になることをまずやっていただきたい。ただ、そこになかなか手当ができておらず、少し支援が当たらなかったことによって思わずこどもに手を上げてしまったということになってくると、児童相談所の案件になってくるのだと思いますので、ある意味、重症化という言葉自体の定義というよりは、市町村と児相の役割分担としてはそういう分担になってくるのだろうと思っています。

救出した割合はなかなか難しいのですが、家庭復帰をしているケース、児童相談所が関わってしっかりと保護者などにお話をさせていただいて、こどもとはこのように関わるのですよとか、どういうところに実際に悩みを抱えているのですか、では、それに対してはこのようにしていきましょうという形で、児童相談所が介入をすることでまたお子さんが家に帰って、在宅復帰、家庭復帰という言い方をさせていただいていますけれども、親御さんと一緒に幸せに暮らせるようになるケースは、正確な数字はまたと思いますが、7割近くあると思います。相談があって一時保護をした件数の多数が家庭復帰という形にはなっておりますので、そういう意味では、一旦重症化というところからは家庭復帰ができる、家庭で親御さんたちと一緒に暮らせる状況には戻しているというところではあると思います。

ただ、これが難しいのは、繰り返す可能性もあつたりしますので、一旦在宅に復帰はされたけれども、また同じように通告が来てということもあつたりはしますので、終わりが無い部分もある。ただ、1回通告があつてから対応するまでという形で見れば、在宅復帰をしているケースは結構あるかとは思っています。

質のところではございますが、本当に難しく、質の向上と申し上げたのですが、何をもちえて児童福祉司の質の向上というかは非常に難しいというのは、私も虐待防止対策

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

課長になって1年なのですが、ずっと自問自答はしているところですが、いろいろな話を聞いていると、まずこどもと向き合う能力は絶対に持っていていただきたいと思っています。かつて児童相談所に支援を受けたとか、保護所に入っていたという方にもお話をお伺いしますが、人によってしっかりと話を聞いてくれた児童福祉司と、あまり会いには来てくれなくて、話したけれども話したことに対するフィードバックがなかった児童福祉司がいたという話も聞きますし、こどもはすごくよく見ているのです。自分自身の話をしっかりと聞いてくれる人なのか、自分に寄り添ってくれるのか、上辺だけではなくてしっかりと心で会話をしてくれているのかをしっかりと見ていると思いますので、第1の条件として、こどもとしっかりと向き合ってこどもの心に寄り添えるのかどうかをしっかりと持ってもらいたいというところはあると思っています。

○中空有識者 ありがとうございます。

時間もないのでもう一点だけ、こども側から助けてと言ってくることはあるのですか。

○野中虐待防止対策課長 もちろんです。189の相談対応件数としましては、本人から入ってきているケースもあったりはしますし、お子さんが学校でSOSを出されて、例えばアンケートなどでSOSを出されて、それが児童相談所に伝わってということもありますので、お子さんからのSOSもあります。ただ、それがまだ全部というわけではないので、お子さんがSOSが出せる環境を我々は整えていくべきだとは思っています。

○湯山参事官 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

伊藤先生、お願いします。

○伊藤有識者 実際にこども家庭支援センターに伺ったこともありますが、結構人数を増やしたこともあって若い職員が多くて、非常に若い職員であるがゆえにすごく真面目で、一生懸命やられていると。ただ、1人だけで案件は担えないので複数人でついていっているということが実態としてうかがえました。

ただ、亀井先生がおっしゃったように、現場で見てきた声をなかなかほかの人に容易に共有するツールがないので、どうしても見てきた人たちだけで、ないし本人が責任感を持って対処しなくてはいけないというところが負担になっていることと、ケアの仕事は、私も医療や介護が専門なのですが、すごく共通性があって、医療も介護も保育も学校もそうだと思うのですが、何かあった問題を児童福祉司だけで引き受けることが難しい。就学的な学校をどうするという話になったら学校の先生につながっていくし、虐待で医療的にケアが必要だったら医者につながっていくし、もし刑事事件に発展しそうだったら弁護士につながっていくということで、いろいろつなぐ必要があって、そのつなぐ仕事は今人の手によって、その人の熱意で回っているところがあるので、そこはどうにかできないかと。

安易には共有できない可能性も事情も分かりますけれども、そこがここに相談すればこういう案件をある程度引き受けてくれるとか、そこに相談すればプロがいるとか、そう



この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

いったハブもつくっていかねばいけないのではないかと。それはこども家庭庁だけではできないところもあるかと思いますので、もう少し児童福祉司の人数だけが増えれば何かが解決できるというパスではなくて、別のやり方と併用しながら、児童福祉司の人数の拡充も考えていかねばいけないのではないかと思います。

意見になってしまって恐縮です。

○湯山参事官 コメントをありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

安藤先生、お願いします。

○安藤有識者 まずは人数の話が短期アウトカムは中心になっていますので、先生方がおっしゃるように、数字ありきになってきているかというのは感じたところです。人を増やす、その結果、ペーパーは出すにしても、それを出さなくてはいけないみたいな出すことが目的になっているような感じにも取られてしまうかと思いますので、児童福祉司を増やすことは、結果的にその方々の心のケアができて、ゆとりができて、自身にゆとりがない状態で他人の心のケアはなかなか難しいのかと思いますので、そういったところを循環させるために増やすことが大事なのだとは感じてはいるところですが、その辺りをもう少し分かるようにしていただけたらいいのかと思いました。

1点、私も御質問なのですが、サポートプランの作成のところなのですが、これは通報か何かによって話が来た場合には、そこからサポートプランに今度は落ちていくことが通常の流れとなるのかというところだけ確認させていただければと思います。

○野中虐待防止対策課長 ありがとうございます。

サポートプランですけれども、189で通告が入ってきて支援が必要な家庭を把握することもありますし、例えば健診などでお会いした方と保健師が話をして、少し悩みがあるということであればその方に対してという形でお話をさせていただいて、御本人がどういう生活を今後していきたいか、どうなりたいかという目標などもお聞きしつつ、その方に対する支援としてはどういう事業があるかとか、どのようにやっていきたいと思います形でプランをつくっていくイメージになります。

○安藤有識者 そうすると、最終的にはサポートプランに落ちていくようなイメージということですね。

○野中虐待防止対策課長 そうです。

○安藤有識者 ありがとうございます。

その辺り、先ほどからもお話に出ているとおり、どう対応したかが記録に残っていることが本当に重要だと感じていますので、IT等を活用して簡単に残せるように、できるだけ手がかからず残せるような形で進めていただければと思います。ありがとうございました。

○湯山参事官 ありがとうございます。

西尾先生、お願いします。

○西尾有識者 ありがとうございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

よくこういった事業の最終的なアウトカムとして相談対応件数といったものを設定する、つまり行政側としてできることをアウトカム指標に設定するケースが多いかと思うのですが、今回虐待の未然防止ですとか、先ほどの重症化の防止という受け手側に沿ったアウトカムを設定されているので、そこはすごくよいと思いました。

ただ、私はできればこども定量的に把握していくことにチャレンジすべきではないかと思っていて、先ほどのお話で、介入した結果、7割が家庭に復帰されているということを知ると、そんなにやってくれているのだという効果や取組を国民に知っていただく、理解していただくことにもつながると思いますし、そういった効果を上げていくために何をしなければよいのか、そういう要因分析や事業の改善に向けた分析にもつながっていくと思いますので、そこはチャレンジすべきではないかと思いました。

それと関連して、先ほど相談対応件数みたいなものを挙げがちだというお話をしたのですが、逆に今、この中間アウトカムのところで相談対応件数といった指標が出てきていない状況になっているかと思うので、相談という形で接触できたことに対してどれだけの効果があったのか、その相談の中身と成果の関係などを分析していくと、何が課題であるのか、どのような人材が不足しているのか、次の一手を考える分析につながっていくのかと思いましたので、そういった相談件数や相談の内容あるいはサポートプランの作成の内容など、取組の内容と成果との関係性を分析していくことが望ましいのかと思いました。

最後に1点なのですが、基本的にはそういった相談に至ったケースについてどれだけ効果があったか、というのが見えやすいところかと思えますけれども、そもそも相談に至っていない家庭にどうリーチしていくか、という観点もとても大事かと思いましたので、その辺りも中に見える化して位置づけていただけるとよいかと思いました。

以上です。

○湯山参事官 ありがとうございます。

永井先生、お願いします。

○永井有識者 御説明ありがとうございました。

お話をお聞きしながら、弁護士という立場でこれについてどのように語ったらいいかということで、悩みも大変感じながらお話を聞いておりました。御承知のように、虐待に関しては児童権利条約で様々な措置をなさいということが書かれており、かつ児童虐待防止法において何人もしてはならないということになっておりますので、私の理解としては、少なくとも法律面からは虐待自体を根絶すると。その中で、死亡事例であるとか、重篤化事例も根絶化することが理想であるとは理解しております。ただ、しかしながら、これを数値目標化すると、恐らくその数値目標が独り歩きしてしまって、現場でしっかり頑張っている方に徒労感を感じさせてしまうような効果を強く持つのではないかと推測しますので、最終的な政策目標が数値化できないかもしれないということは理解できる面がございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

また、私の理解としては、虐待防止という大きなテーマを実現するに当たっては、ある特定の資格の人だけにその仕事をやってもらうのでは恐らく無理があって、それこそ法律関係者も含めて関係各機関との連携、これが極めて重要であって、1つの資格の方にその業務が全て負わされることがない状態をつくることが重要なのではないかと思います。そのことと、先ほど来、先生方がおっしゃっている質と量が若干関係するようにも思っておりまして、とはいえ、専門性を高めていただく上では、資格を持っている方々により研さんを積んでいただいて、相互の議論を深めて、能力を高めていただくことが極めて重要で、そのためには議論する時間が必要で、時間が必要ならば、その時間を捻出するためには人数的なバッファーも含めて必要なものが出てくるというような観点で、児童福祉司の資格者数を増やしていくのだということについては、非常に有意義なことなのではないかと思います。

他方で、EBPMという観点からすると、何かしら数値化できないか、定量化できないかという要請も非常に理解できるところでありまして、皆さんのお話を伺って1つ思ったのは、ポジティブな効果が現れたことの数値化が何かしらできるのではないかと。つまり、先ほどほかの委員の先生がおっしゃったように、救出された事例は何割あるのですかと聞いて、7割ですというものが出てくる。しかしながら、この7割という数字は、恐らくは一般には共有されていないようなもの、埋没してしまうと。皆さんの活動によってそうしたポジティブなものがあり、そこにお金をかけてこのようなことをやることによって、このポジティブなものがこのように上がるはずなのだというロジックがより強く示されるほうが、御庁が考えていらっしゃる青写真に近づいていくのではないかと思います。

その点で1点だけ細かいことを言うと、サポートプランの増加数が未然防止にどうつながるのかがロジック的には弱いところがあるかと思いますので、この辺りも伝え方を含めて検討していただければありがたいと思います。

以上です。

○湯山参事官　お願いします。

○野中虐待防止対策課長　ありがとうございました。

先ほど申し上げた家庭復帰の割合なのですけれども、家庭復帰した割合は7割近くだったと思うのですけれども、その残りが施設や里親にというところではあるのですけれども、そうなることが悪いことではないです。私の言い方が悪く、申し訳ありません。状況に応じて、この方は家庭復帰ができる、でも、この子については里親や施設のほうがいいだろうと、その子の状況に応じて措置をしていますので、それだけ、数字の7割だけがいいということではないので。ただ、先生方の御指摘を踏まえ、少しポジティブに何か考えられないかというところはしっかりと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○湯山参事官　ありがとうございます。

ほかの先生、よろしいですか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

亀井先生、どうぞ。

○亀井有識者 今の話はとても大事な話で、このテーマは数字が独り歩きしないのが大事です。どうしても社会的養護のほうの方がベターなこどもは必ず出るし、もっと言えば、そうなくてもまた違うことが途中の経緯の中でこどもによっては変わってきて、やがて家庭に戻る子もいれば、そこをそうではなくて自立していく子もいればということだと思のです。

そうした観点から、くれぐれも目標として設定してしまった数字が独り歩きしないようご留意いただきたい。こども家庭庁はいろいろな意味で数字の独り歩きを避けなければいけない役所だと思っているのですけれども、特にこの 이슈は価値判断が非常に難しいので、ややもすると特に世代間の感覚によってそれをよいことである、悪いことであると判断してしまいがちです。そうしたことをやっているのだというところを分かりやすく説明しようとしてしまうがゆえに、間違いを犯してしまうことが起きてしまうので、現場が非常に慎重に一件一件、一人一人のこどもの将来を考えてベストを尽くしてくださっている中で、全体がそこを間違えてしまうと、本当にそれは現場をかえって傷めることになるのです。

だから、本件はよく見せようなどと思わなくていいです。あるいはゼロ件になるなどという理想的な状態もないです。そういう中でベストを尽くしているということを踏まえて、数値目標なり、その数字を設定していただくことは極めて重要だと思います。これは非常に難しい。ですから、そこはもうよくお分かりなのだと思うのだけれども、外部でいろいろな声はあるかもしれないけれども、そこに左右されずにしっかりと信念を持ってやっていただきたいと思います。

○湯山参事官 ありがとうございます。

先生方、よろしいですか。

では、質疑応答は以上とさせていただきます。

それでは、これから取りまとめに入っていきますので、一旦担当は御退席をお願いします。

(取りまとめコメント案の作成)

○湯山参事官 では、永井先生から取りまとめコメント案の御提示をお願いいたします。

○永井有識者 皆様からいただきましたコメントなどを踏まえまして、取りまとめ案としては以下のとおりとしたいと存じます。

EBPMを行うにあたっては、その基本として、適切な効果発現経路を確保することがまず重要であり、そうした観点からの見直しを行うべきである。その上で、本事業のアウトカム指標は、必ずしも各事業の実施状況が検証可能な定量的指標とはなっておらず、これを客観性のある定量的なものへと見直すべきである。その際、特に短期中期のアウトカム指

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

標については、効果発現の経路を見極めたロジカルなものとなるよう留意すべきである。また、児童虐待防止という本事業の趣旨との関係で各事業の効果が検証できる指標とすべきである。

一方、長期アウトカム指標については、実態と乖離しないことと事業全体として目指す児童虐待に係る状況が国民にわかりやすく理解されることが重要であり、そうした観点から長期的に目指す客観性があるできる限りの定量的な指標を定めることが必要である。

その際、短期アウトカムや中期アウトカムについては、こども家庭庁だけではなく、自治体、また、児童虐待防止の現場の納得感を得られることが重要である。現状の定量的な把握に終始することなく、現場の厳しい状況を踏まえ、グリーフケアの実施状況等といった質の改善も表現できるよう、これらに関する質的研究の積み上げ、研究成果の共有も進めるべきである。この児童福祉司のケアをどう行うかということ、人材数の確保と併せて両輪として進めていくべきである。

また、本事業は、児童虐待に係る相談・対応体制の強化を図るものであるが、我が国における労働需給の状況等を踏まえれば、相談・対応体制の強化には児童相談所の職員の処遇を改善することも喫緊の課題であると考えられることから、児童福祉司の人材確保のため、児童福祉司の処遇改善等に向けて、本補助金や他の補助金に加えて、地方財政・人事管理面での対応を速やかに行うべきである。

また、特に、より高い専門性が認められる者はより高い処遇とすべきであり、当面の間、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に伴う支援を強化しつつ、同資格を有する者に対する処遇改善措置を積極的に行うべきである。他方、同時に、児童福祉司の質のあり方をどう考えるかは、常に柔軟に考える必要がある。

加えて、児童虐待防止については地域の様々な主体が分野横断的に取り組むことが重要であり、児童虐待に係る相談・対応体制の強化については児童相談所の人員確保を強化するととどまらず、地域において教育行政・教育施設も含めたすべての関係機関・団体・者がネットワークを形成し包括的に支援する体制をナショナルミニマムとして構築する、その際、連携をどうするか、警察・学校・近所などをどう連携していけるか、地域を超えた連携にも工夫が必要である。こうしたことについて、今後、積極的に取り組むべきである。

また、特に、こども側からの悩みやSOSを拾い上げられるようにすることが、虐待防止や被害軽減に重要である。そのためには、様々な相談体制や機会があることについてこどもへの周知をすることも必要である。また、こどもがSOSを上げたときの対応にはきめ細やかな注意を周知する取組も進めるべきである。

そうした取組に加えて、児童虐待防止はデジタル活用の効果が期待できる分野であり、例えば、児童虐待防止に関する現場のガイドとなり併せて記録を残すことができる仕組みを開発し、現場に給付して、日々の業務の質のさらなる改善や記録負担の軽減等を目指すといったことが検討されることが期待される。そうすることで、各地のバラツキ等も含めたリアルタイムの情報基盤が構築され、分析を活かした次なる制度設計や政策立案も進む



この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2025/>) からご覧いただけます。

ことが期待される。

また、児童虐待件数が22.5万件となっている背景として、警察から家庭内での心理的虐待に関する通告が増えるようになったこと、その中に家庭内での暴力的行為を見たこどものケアなどが背景としてあり、現在相談経路の半数以上が警察からの相談となっている。重大な事案に至る前に潜在的に掘り起こしが進んでいるという点では、虐待件数が統計上増加していることは、むしろ政策上の成果と言える。一方、これらの虐待件数のそれぞれに丁寧に対応するには、人員体制は重要だが、その確保には一定の限界もある。こうした点を踏まえれば、情報はあくまで本人への福祉に役立てるために、関係各所で情報共有し、自治体内の「チーム」で対応する体制への切り替え、およびそのための適切な情報共有インフラについて検討することも必要である。現状の情報共有はどのように行われているのか、あるいは、全国的な情報連携の仕組みが整理されつつあるが、運用の実態の把握や、その中での課題の整理などもなされるべきである。

さらに、児童虐待防止施策については、広く児童への接触機会を確保して虐待防止を図るというアプローチと、虐待が発生又は疑われる際に介入を行って虐待防止等を図るものがある。こうした二つの観点・趣旨を踏まえた効果検証が行われるようにすることも重要である。

以上となります。

○湯山参事官 永井先生、取りまとめコメントをありがとうございました。

今、永井先生から御提示いただきましたコメントにつきまして、御異議等のある先生方はいらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございます。では、取りまとめコメントにつきましては、今、取りまとめの永井先生から読み上げていただいたものにさせていただきます。

それでは、この2件目の事業につきましても、本日はこれで終了とさせていただきます。

御出席いただきました有識者の先生方におかれましては、お忙しい中、大変ありがとうございました。

本日いただきましたコメント、それから議事の内容につきましては、準備ができ次第、ホームページに掲載させていただきます。

今後とも当庁のレビューの取組につきまして、御指導のほどよろしくお願いいたします。

本日は、改めまして、大変お忙しい中をありがとうございました。